

養老公園の指定管理者指定申請に係る審査結果について

平成26年10月6日
岐阜県都市建築部街路公園課

1 施設の概要

名 称	養老公園
所 在 地	岐阜県養老郡養老町大字滝谷、菊水、松原、船岡、高林地内
設置目的	本公園は、豊かな自然や歴史とふれあうことができる名瀑「養老の滝」を中心とした養老山麓の自然と歴史、芸術を体感できる養老天命反転地、またパークゴルフ場、パターゴルフ場などのスポーツ施設及び児童を対象に自然の中でのびのび遊ぶことができる岐阜県こどもの国などを備えた都市公園であり、県民の多様なニーズに対応できる多彩な施設を備えた公園として整備されました。
根拠法令等	都市公園法、岐阜県都市公園条例

2 指定管理者の募集方法 公募

3 指定管理者の募集期間

平成26年7月15日から平成26年8月14日まで

4 申請団体

申 請 団 体 の 名 称	共 同 体 の 構 成 員 の 名 称
イビデングリーンテック株式会社	

5 審査基準

審 査 項 目	配 点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	10
利用者サービスの向上	30
施設の維持管理	5
収支計画	15
組織・体制	10
危機管理	10
経営基盤	5
地域連携	10
計	100

6 岐阜県指定管理者審査委員会の開催日

平成26年9月17日

7 審査結果

次のとおり優先交渉権者を決定しました。

<優先交渉権者>

申請団体の名称	主な選定理由
イビデングリーンテック株式会社	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。

8 指定管理者の指定

県と優先交渉権者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該優先交渉権者を養老公園の指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

平成27年4月1日から平成34年3月31日まで（7年間）